

【Q&A】新型コロナウイルス（COVID-19）について よくある相談

- Q.1 新型コロナについて、日本でルールが変わりましたか？
- A.1 新型コロナの感染症法上の位置づけが、2023年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行しました。感染症法に基づく、新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなりました。2023年10月からは、新型コロナ治療薬の公費負担、入院医療費の補助額等に変更があります。
- Q.2 新型コロナで病院に行ったら、前より支払いが高くなりますか。
- A.2 2023年5月8日から医療費の10%~30%が自己負担になりました。新型コロナの検査費用も自己負担になっています。9月末までは新型コロナの高額な治療薬は公費負担でしたが、2023年10月からは、新型コロナの治療薬も、10%~30%の額が自己負担になりました。ただし、自己負担額が30%の方でも、重症化予防効果のあるラゲブリオのような高額な治療薬は薬価の10%程度までの負担にとどまるようになります。また、解熱鎮痛剤やのどの痛みの薬は、以前からと同様に自己負担が必要です。
- Q.3 コロナワクチンを打ちたいです。お金がかかりますか。
- A.3 2024年3月31日まで接種費用は無料です。2023年9月20日から、新しいルールでコロナワクチン接種が始まりました。生まれて6か月の赤ちゃんから、希望する人は誰でも無料で接種ができます。接種券が必要です。
- Q.4 熱がでました。新型コロナとインフルエンザがどちらも流行っています。自宅で検査することができますか。病院に行きたいときは、どうしたらよいですか。
- A.4 「同時検査キット」は、一度の検査で新型コロナとインフルエンザ両方の感染を調べることができます。薬剤師がいる薬局や、インターネットで買うことができます。「体外診断用医薬品」や「第Ⅰ類医薬品」と書いてあるものを選びましょう。受診したいときは、かかりつけの病院に電話をしてください。どの病院に行けばよいかわからない場合は、MieCoに電話してください。

TEL 080-3300-8077（月曜日～金曜日）

Q.5 新型コロナになったら、学校や保育園は何日間行かない方がいいですか。

A.5 特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えることが推奨されています。「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が新型コロナ感染症による出席停止期間となっています。

Q.6 海外から日本に入国する前に、新型コロナの検査が必要ですか。

A.6 日本への入国前の新型コロナの検査は不要です。ワクチン接種証明書も不要です。

Q.7 新型コロナになったので、仕事を休みました。傷病手当金を受けられますか。

A.7 傷病手当金は、病気やけがで続けて仕事を休んだ場合に受け取れます。申請が必要です。2023年5月8日からは、新型コロナの場合も医師の証明が必要です。初めの3日間は傷病手当金を受けられません。4日目から受けられるので、5日間休んだら4日目と5日目は傷病手当金を受けられます。休んだ日に給料をもらったら、傷病手当金はありません。